

南幌町

第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画【概要版】

■計画策定の趣旨

平成37(2025)年には、いわゆる団塊の世代の全てが75歳以上となり、平成52(2040)年には、その子どもである団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化は、今後さらに進み、医療や介護の需要が増大すると考えられています。

こうした中、国では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図り、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画は、本町の地域包括ケアシステムをさらに推進するため、これまでの施策を承継しながら、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を送ることができるまちを目指して策定するものです。

■計画の期間と策定体制

第7期計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

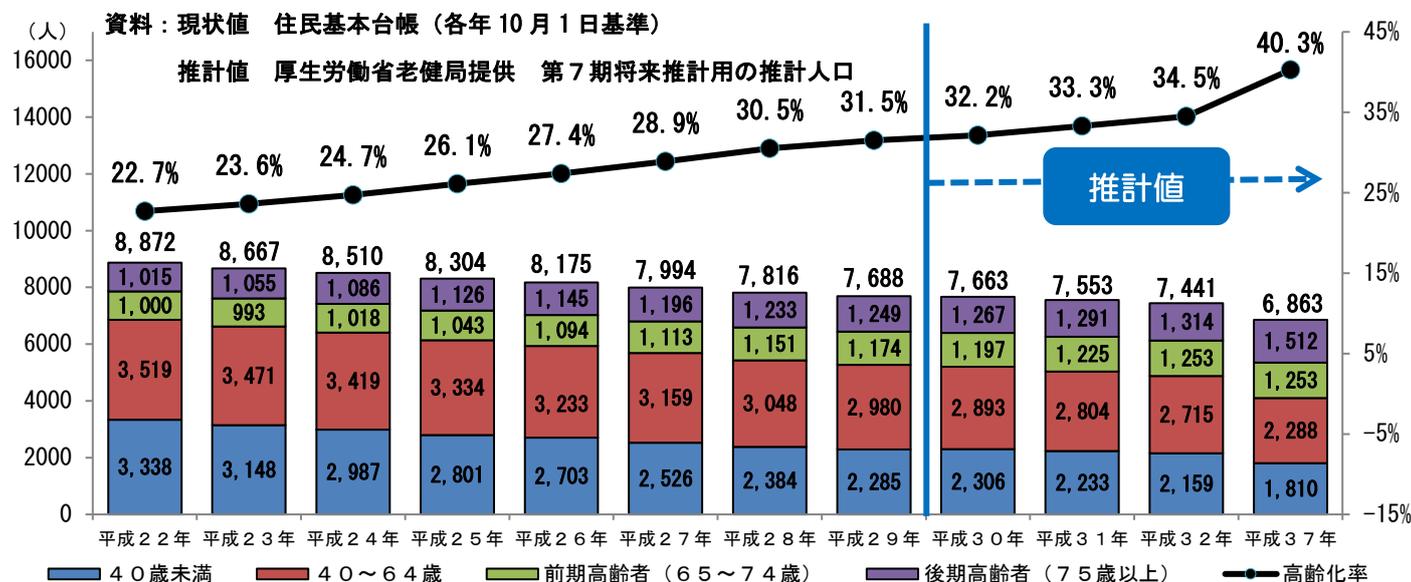
介護保険法及び老人福祉法に基づき、3年ごとに計画の見直し・策定を行うため、高齢者等を対象とした日常生活圏域ニーズ調査等の実施と調査結果の分析を行い、介護保険事業計画等策定委員会での協議とパブリックコメントを経て、第7期計画を策定しました。

■人口の現状と推計

本町の総人口は、平成22年の8,872人から7,688人に減少し、反対に高齢化率は年々上昇しています。平成28年には、高齢化率が30%を超え、約3人に1人が高齢者という状況となっています。

本計画終了年度の平成32(2020)年に7,441人、平成37(2025)年には、6,862人になると推計されます。

また、高齢者人口は、平成32年に2,568人、平成37年には2,765人、高齢化率は、平成32年に34.5%、平成37年には40.3%になることが推計されます。

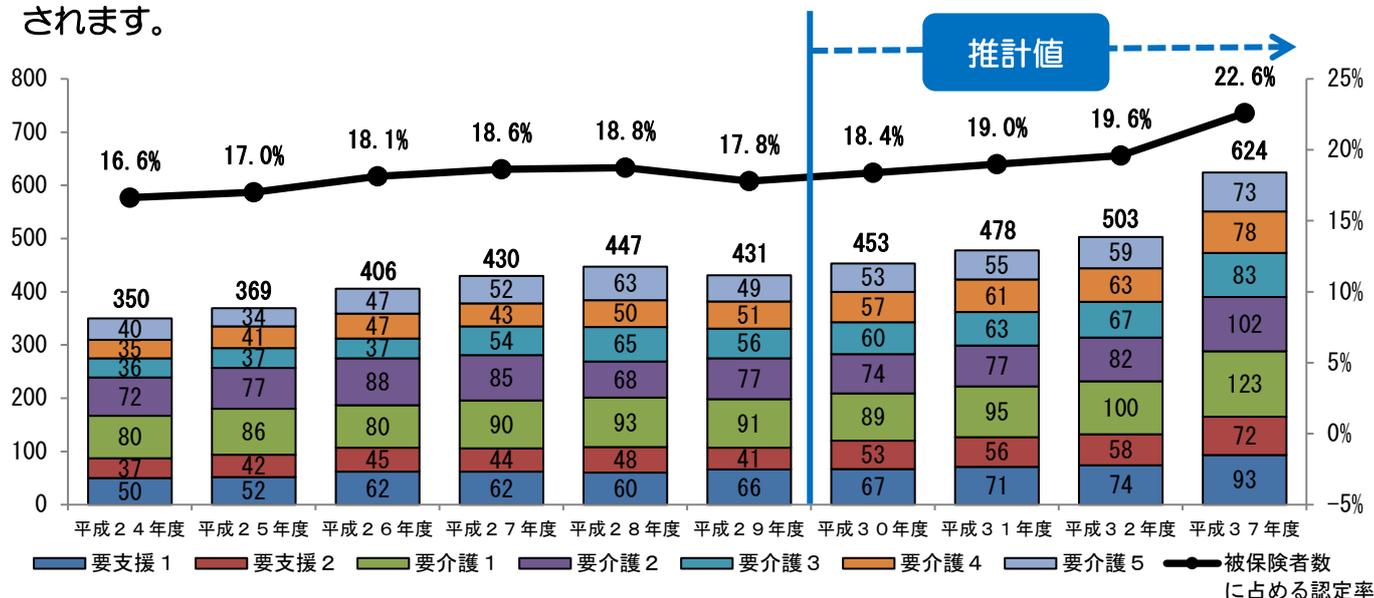


■要支援・要介護認定者数の推計

本町の要支援・要介護認定者は、年々増加傾向にあり、認定率も合わせて増加しています。認定区分割合で見ると要介護1・2の認定者の割合が多い傾向にあります。

本計画終了年度の平成32（2020）年に503人、平成37（2025）年には624人になると推計されます。

また、認定率は、平成32年に19.6%、平成37年には22.6%になることが推計されます。



資料：現状値 介護保険事業状況報告（各年9月月報） 推計値 地域包括ケア「見える化」システム

■計画の基本理念

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で

自分らしい生活を送ることのできるまち

第7期計画は、中長期的な計画の2期目として、第6期計画での施策をさらに充実し、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められているため、第6期計画の基本理念を承継することとします。

■基本目標と施策の取り組み

基本目標1：いきいきと暮らす地域づくり

高齢者自身が培ってきた知識や経験、技術を活かすことにより、地域の担い手や就労、学習活動や交流など、地域社会と関わりながら主体的に活躍できる場の確保に努め、生涯を通じた活動や生活ができる地域づくりを進めます。

（1）生きがい活動の充実と生涯学習活動の推進（主な取組内容）

- 老人クラブ（老人クラブ連合会）活動支援
- 地域サロンづくり事業
- 高齢者いきいき健康マージャン
- 高齢者元気ハツラツリアル野球盤
- 福祉スポーツ大会

(2) 社会参加の推進（主な取組内容）

- 介護支援ボランティアポイント事業
- 高齢者事業団活動支援

基本目標2：健康で暮らす地域づくり

介護を必要としない元気な高齢者に対して、生活習慣病などの疾患の発症予防や重度化予防の取り組みを進めるとともに、「快足シャキッと倶楽部」など介護予防に効果のある体操など広く普及啓発し、健康寿命を延伸できるよう取り組みを進めます。

(1) 生活習慣病予防の推進（主な取組内容）

- 健康づくり事業（特定健康診査／後期高齢者健康診査／がん検診／巡回脳検診など）
- 高齢者予防接種事業（インフルエンザ・肺炎球菌）

(2) 介護予防の推進（主な取組内容）

- 男の料理教室
- 快足シャキッと倶楽部
- 高齢者水中運動事業
- 高齢者運動促進事業（貯筋力アップ事業）
- 元気応援ネットワーク事業

基本目標3：安心して暮らす環境づくり

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加に対応するため、介護者等の支援も含め、在宅支援サービスの充実や地域での支援体制づくりを進めます。

(1) 生活支援サービスの充実（主な取組内容）

- 配食サービス事業
- 緊急通報装置設置事業
- あんしんキット配布事業
- 除雪サービス事業
- 高齢者等屋根雪下ろし費用助成事業

(2) 認知症高齢者の支援（主な取組内容）

- 認知症サポーター養成講座
- 認知症高齢者等SOSネットワーク事業
- 認知症高齢者等位置情報機器貸与事業

(3) 介護者支援の充実 (4) 高齢者の住まいの支援（主な取組内容）

- 介護者のつどい事業
- 住宅リフォーム等助成事業

基本目標4：高齢者を支える体制づくり

国の介護給付費適正化計画と整合性を図りながら、必要な介護サービスが適正に提供されるよう取り組み、高齢者の権利擁護や生活支援など、様々なニーズを抱える高齢者を包括的に支える仕組みとして、地域包括支援センター機能の充実や関係機関との連携を図り、生活支援等サービスの提供体制の整備を進めます。

(1) 介護保険サービスの充実 (2) 在宅医療・介護連携の推進（主な取組内容）

- 介護予防日常生活支援総合事業
- 地域保健医療福祉連絡会議

(3) 支援体制づくりの推進（主な取組内容）

- 地域ケア会議
- 高齢者生活支援地域づくり推進事業
- 介護人材の確保

■平成30～32年度までの第1号被保険者の介護保険料

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、相互の支え合いの中で、介護保険事業を円滑に推進するために、3年ごとに策定される介護保険事業計画の定める介護給付費の見込額等から算出されます。

平成30年度からの3年間は、第7期介護保険事業計画により介護保険料が定められていますが、第6期介護保険計画（平成27年度から平成29年度）の基準月額4,983円と比べ、425円増加し5,408円になりました。

所得段階別の年額保険料

| 所得段階 | | 対象者 | 基準額 に対する割合 | 第6期 年額保険料 (円) | 第7期 年額保険料 (円) |
|--------------|----------|---|---------------|----------------------|----------------------|
| 町民税 非課税世帯 | 第1段階 | 生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者 | 0.45 | 26,900 (2,242/月) | 29,200 (2,433/月) |
| | | 課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方 | | | |
| | 第2段階 | 課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円以下の方 | 0.75 | 44,800 (3,733/月) | 48,600 (4,050/月) |
| 第3段階 | 上記対象以外の方 | | | | |
| 町民税 課税世帯 | 第4段階 | 本人が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方 | 0.9 | 53,800 (4,483/月) | 58,400 (4,866/月) |
| | 第5段階 | 本人が町民税非課税で上記対象以外の方 | 基準額 1.0 | 59,800 (4,983/月) | 64,900 (5,408/月) |
| | 第6段階 | 本人が町民税を課税されていて、前年の所得が120万円未満の方 | 1.2 | 71,700 (5,975/月) | 77,800 (6,483/月) |
| | 第7段階 | 本人が町民税を課税されていて、前年の所得が120万円以上200万円未満（※注）の方 | 1.3 | 77,700 (6,475/月) | 84,300 (7,025/月) |
| | 第8段階 | 本人が町民税を課税されていて、前年の所得が200万円以上300万円未満（※注）の方 | 1.5 | 89,700 (7,475/月) | 97,300 (8,108/月) |
| | 第9段階 | 本人が町民税を課税されていて、前年の所得が300万円以上の方（※注） | 1.7 | 101,600 (8,467/月) | 110,300 (9,191/月) |

※注 法令等の改正により、所得段階の第7段階から第9段階までの対象所得が上記のとおり見直されました。第6期計画期間中（見直し前）は、第7段階が「120万円以上190万円未満」、第8段階が「190万円以上290万円未満」、第9段階が「290万円以上の方」となっています。